

茨城県央環境衛生組合新処理施設整備検討委員会条例

令和7年2月17日

条例第1号

(設置)

第1条 この条例は、新たに整備する汚泥再生処理センター（以下「新施設」という。）に係る諸事項について、調査、検討を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき、茨城県央環境衛生組合新処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、茨城県央環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査検討を行い、その結果を管理者に答申するものとする。

(1) 新施設の安全性、安定性、経済性、効果及び公害防止基準の環境への配慮等、新施設の基本計画の策定に関すること。

(2) その他新施設の整備に関して必要な事項

2 前項の調査検討に当たっては、関係法令に従い、環境と安全に配慮することとし、安定性、効率性、継続性及び経済性に留意するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 住民代表

(3) 組合議会議員

(4) 組合を構成する市町の事業担当課長

(5) その他管理者が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第1項に掲げる事務が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長とな

る。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 委員長は、会議を開催することが困難であると認めるときは、書面協議により、会議の開催に代えることができる。

6 会議は、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

7 その他会議の進行について必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、施設整備係において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(茨城県央環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 茨城県央環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（令和6年茨城県央環境衛生組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表附属機関の部に次のように加える。

新処理施設整備検討 委員会の委員	識見を有する者 その他の者	日額15,000円 日額5,000円	一般職
---------------------	------------------	-----------------------	-----